

食育推進施策実施状況

資料2-1

食育推進施策1 家庭における食育の推進

No	施策名	部局	取組内容	令和5年度			
				取組指標	目標	当初予定	結果
1	朝食毎日きちんと食べよう大作戦	保 医 (健推)	朝食欠食率の高い若い世代に対して、朝食の大切さの普及啓発を実施し、「第2次健康おかやま21セカンドステージ」の目標でもある学童期の朝食摂取率100%の達成に向けて、おにぎりづくりを中心とした普及啓発イベントを行う。		朝食を毎日食べる者の割合小学生、中学生 100%	〈事業名〉 朝食毎日きちんと食べよう大作戦 〈期 日〉 令和5年8月1日 〈場 所〉 岡山県南部健康づくりセンター 〈参加者〉 高梁市内小学生徒約20名、県知事、栄養委員、事務局員 〈内 容〉 おにぎり等短時間で簡単にできる朝食メニューの調理実習、食育紙芝居	朝食を毎日食べる者の割合 岡山県計 85.1% 小学生 87.7% 中学生 80.8% (令和4年度子どもの食事アンケート)
2	「ぱっちり！モグモグ」生活リズム向上キャンペーン	教育 (生涯)	早寝、早起き、朝ごはんなど、子どもの望ましい基本的生活習慣を育成し、生活リズムの向上を一層推進するために、市町村をはじめ、学校、幼稚園やPTA等の関係団体、保健福祉部局等とも連携し、地域ぐるみで取組を推進する。			◆キャンペーン月間 おかやま教育の日（11月1日）、岡山県家庭教育応援の日（11月第3日曜日）を含む1か月間 ◆キャンペーン週間 5月～6月、8月～9月、1月～2月のうち、それぞれ2週間 ◆キャンペーン後の取組 優良活動表彰	「ぱっちり！モグモグ」生活リズム向上キャンペーン月間・週間を中心に、学校園・団体等における幼児児童生徒や保護者、地域に向けての生活リズム向上のための活動を実践し、工夫した取組を行っている7団体を表彰。優秀賞の中でも、他団体へ普及すべき特に優れた活動を行っていると認められる3団体を最優秀賞として表彰。

食育推進施策2 地域における食育の推進

No	施策名	部局	取組内容	令和5年度			
				取組指標	目標	当初予定	結果
3	給食施設管理者・従事者研修会の開催	保 医 (健推)	給食施設の管理者・従事者に対して、栄養管理・衛生管理等についての研修を行い、利用者の健康保持、増進を図る。			給食施設管理者研修会・従事者研修会は、各保健所・支所で実施予定。 岡山県給食協議会に委託して行う特定給食施設関係者研修会は、令和5年8月4日に開催予定。 岡山県栄養士会に委託して、令和5年10月28日に栄養士研修会を実施予定。	〈給食施設管理者研修会〉 回数:7回 参加者数:221施設 269人 〈給食施設従事者研修会〉 回数:8回 参加者数:326施設 507人 〈特定給食施設関係者研修会〉 (岡山県給食協議会委託) 参加者数:725人 〈岡山県栄養士研修会〉 (岡山県栄養士会委託) 参加者数:95人
4	健康づくり普及事業	保 医 (健推)	「健康づくりのための食生活指針」の基本を踏まえて、住民の健康づくりに対する意識を高め、望ましい食習慣の定着を促進するため、地域の特性に応じた事業を実施する。			各保健所・支所栄養改善協議会で実施予定	〈健康づくり普及教室〉 ・栄養委員研修会 回数:417回 参加者数:6, 610人 ・食生活講座 回数:853回 参加者数:20, 214人 〈健康づくり普及啓発イベント〉 回数:171回 参加者数:13, 461人

5	食育ネクストステージプロジェクト	保 医 (健推)	保健所・支所が中心となり、関係機関・団体等と連携し、小・中学生を対象に、計画に掲げる目標「朝食を毎日食べる者の割合100%」を達成するための事業を展開する。			各保健所・支所でジュニア食育プロジェクトを実施予定 過去に作成した食育リーフレットを増刷予定	〈ジュニア食育プロジェクト検討会〉 回数:17回 〈地域版朝食毎日きちんと食べよう大作戦〉 回数:12回 参加者数:1,111人 ・「食育ナビ～栄養成分表示を活用して健康づくり～」,「食育ナビ～マイルスタイル朝ごはん～」を増刷した。
6	ホームページ「第2次健康おかやま21」の充実	保 医 (健推)	21世紀の県民健康づくり指針「第2次健康おかやま21セカンドステージ(食育含む)」を広く県民に普及するために開設したホームページの充実を図る。			適宜更新予定	適宜更新を実施
7	おかやま食育推進協賛事業	保 医 (健推)	地域で活動を行っている各種団体や、学校、企業、市町村等が行う事業で、食育推進の目的に沿って実施される事業を協賛事業として認定し、ホームページ等に掲載し活動を紹介する。よい事例は表彰を行う。			継続して実施中	おかやま食育推進協賛事業 2件認定 (当初からの認定件数は100件)

食育推進施策3 学校・保育所等における食育の推進

No	施策名	部局	取組内容	令和5年度			
				取組指標	目標	当初予定	結果
8	学校給食担当者等研修講座	教育 (保体)	学校給食と食育(食に関する指導)の意義と役割について認識を深め、安全で魅力ある学校給食及び学校給食指導の充実を目的に実施する。			令和5年11月15日(水) 岡山県総合教育センターにて開催予定 主催:岡山県教育委員会 共催:公益財団法人岡山県学校給食会 対象:給食主任又は学校給食担当教諭等、市町村教育委員会の学校給食担当者等	令和5年11月15日(水) 岡山県総合教育センターにて開催 主催:岡山県教育委員会 共催:公益財団法人岡山県学校給食会 対象:給食主任又は学校給食担当教諭等、市町村教育委員会の学校給食担当者等
9	岡山県学校給食研究協議大会	教育 (保体)	学校給食の意義と役割について認識を深め、その指導と管理運営の改善充実を図るため、当面する諸問題(衛生管理、栄養管理、健康問題等)について研究協議を行い、学校給食の充実発展と、職員の資質向上を図る。			令和5年7月25日(火) コンベックス岡山 主催:公益財団法人岡山県学校給食会 共催:岡山県教育委員会 岡山市教育委員会 対象:学校給食関係者	令和5年7月25日(火) コンベックス岡山にて開催 主催:公益財団法人岡山県学校給食会 共催:岡山県教育委員会 岡山市教育委員会 対象:学校給食関係者
10	「運動部活動方針」実践推進事業(部活動を通じた食育の実践)	教育 (保体)	部活動の場面において、スポーツ栄養に基づく食に関する指導を行い、生徒がそれぞれの成長期に応じて適切に発育発達し、パフォーマンスを最大限に発揮することができるよう実践研究を行う。	第3次岡山県教育振興基本計画	「朝ごはんを食べることはたいせつだ」と回答した児童生徒の割合 小学校 R2 85.1%→R6 95.0% 中学校 R2 86.2%→R6 95.0%	公益社団法人岡山県栄養士会等と連携し、倉敷市2中学校、笠岡市、吉備中央町のそれぞれ1中学校(計4中学校)の運動部活動において栄養教諭と部活動顧問が連携してスポーツ栄養学に基づく食に関する指導を行い、生徒が自身に必要な栄養素や望ましい食事のとり方を理解して実践することで、それぞれの成長期に応じて適切に発育発達し、パフォーマンスを最大限に発揮することができるよう実践研究を行う。	各モデル中学校において、公益社団法人岡山県学校栄養士会から派遣された公認スポーツ栄養士のアドバイスの元、運動部活動においてスポーツ栄養学に基づく食に関する指導を行った。 企業、大学とも連携し、食育講演会や講義を実施するなど、該当部活動に限らず学校全体での取り組みも行った。
11	嚙ミング30運動	保 医 (健推)	園児・児童がよく噛んで食べることに関心が持てるよう歯科衛生士を派遣し、学校園と連携して、食べ方の発達支援及び知識の普及啓発を行う。	実施校園:25校園程度を予定		園児・児童が噛むことなど口腔機能についての知識を習得できるよう歯科衛生士による指導を受ける。(1201運動推進事業)	県内の20学校園(6園、8小学校、6支援学校)で、岡山県歯科衛生士会から派遣された歯科衛生士により、589人の園児・児童が、噛むことなど口腔機能についての指導を受けた。学校園の指導教諭や保護者に対して、咀嚼と姿勢の関係等の知識普及も行った。

12	岡山県学校歯科保健研修会	保 医 (健推) 教 育 (保体)	学校歯科保健関係者を対象に研修会を開催し、資質の向上を図る。			隔年開催	
----	--------------	----------------------------	--------------------------------	--	--	------	--

食育推進施策4 生産・流通等における食育の推進

No	施策名	部局	取組内容	令和5年度			
				取組指標	目標	当初予定	結果
13	食環境整備事業「栄養成分表示の店」登録事業	保 医 (健推)	飲食店で提供しているメニュー（献立）のうち、提供頻度の高い献立5つ程度について、エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物、食塩相当量を表示する店舗の登録を行い、食を通じた健康づくりを推進する。	栄養成分表示の店の登録数	20店舗の増加	・各保健所・支所で、飲食店等に事業の普及啓発と、登録に対して働きかけを行う。 ・（公社）岡山県栄養士会に委託し、栄養計算、巡回指導等を実施する。	栄養成分表示に協力する施設の数 251店舗（R6.3.31現在） 第3次健康おかやま21策定にあわせ、事業の見直し。
14	学校給食用牛乳供給事業	農 水 (畜産)	（学校給食用牛乳の供給） 安全で質の高い県産牛乳を学校給食に継続して安定供給することで、児童生徒の体位体力の向上と牛乳の消費拡大に資する。			（学校給食用牛乳の供給） 安全で質の高い県産牛乳を学校給食に継続して安定供給することで、児童生徒の体位体力の向上と牛乳消費拡大に資する。	（学校給食用牛乳の供給） 542校（小学校370校、中学校154校、夜間高校3校、その他学校15校）の161,324人に5, 851トン（29,252,919本（200ml/本））を供給した。
15	地産地消の推進	農 水 (農振)	「自分たちの住む地域で作られたものを、その地域で消費しよう」をキーワードに、生産者と消費者の相互理解を深め、安全で安心な県産農林水産物の安定供給と消費拡大を目指す。			地産地消協力店の登録拡大 県産農産物等利用実態調査	地産地消のよりいっそうの普及・定着をはかるため、地産地消協力店の登録拡大を進めるとともに、地産地消協力店等をホームページで情報発信することで、地産地消の普及・定着を推進した。 R5.3末：406店舗 R6.3末：408店舗
16	米の消費拡大	農 水 (農企)	米を中心とした栄養バランスに優れた「日本型食生活」を定着させるため、今後の食生活の動向に大きな影響を及ぼす若い世代に重点を置き、米の重要性の啓発とごはん食の普及を進める。			・各種施策を通じて、活動支援する。 - ごはん・お米と私作文コンクール後援 - 各種イベントでのPR	これからの食・農を担う世代の子どもたちに、米・ごはん食、稲作についての学びを深めてもらえた。

17	食品ロス・家庭 ごみ削減促進 事業	環 文 (循環)	まだ食べられるのに廃棄 される食品、いわゆる「食 品ロス」を中心とした家庭 ごみの削減を進めるなど、 多方面への啓発を展開す る。		①地域で食品ロス削減の輪を広げよう！ モデル事業 県内2カ所で実施 ②食品ロス削減月間キャンペーンの実施 10月1日～10月31日 ③食品関連事業者とフードバンクを繋ぐ マッチングサービス「おかやまフードトリ ップ」の運用、利用促進に向けた周知	①地域で食品ロス削減の輪を広げよ う！モデル事業 県内2カ所で実施 ②食品ロス削減月間キャンペーンの 実施 ③食品関連事業者とフードバンクを繋 ぐマッチングサービス「おかやまフード トリップ」の運用、利用促進に向けた周 知
----	-------------------------	-------------	--	--	---	---

食育推進施策5 県民が実践できる食育の推進

No	施策名	部局	取組内容	令和5年度			
				取組指標	目標	当初予定	結果
18	栄養成分表示 見とく(得)事業	保 医 (健推)	保健所・支所で講習会を開催し、加工食品・外食の栄養成分表示や保健機能食品制度に関する知識の普及を図る。			各保健所・支所で、消費者に栄養成分表示の見方などを理解してもらうための講習会を開催する。 また、栄養委員を対象に講習会を開催し、地域住民の食生活サポーター(あなたの食生活お支えし隊)として活躍してもらう。 食品の虚偽・誇大表示等に関する事業者からの相談指導に応じ、食品の表示に関する知識の普及を図る。	〈まちなか講習会〉 回数:16回 参加者数:527人 〈「あなたの食生活お支えし隊」養成講座〉 回数:11回 参加者数:311人
19	食品表示に対する消費者の理解の促進	県 生 (安心) 農 水 (農産・畜産・林政・水産) 保 医 (生衛)	消費者が、表示内容を正しく理解し、購入時の選択に役立てたり、適切に食品を取り扱って健康危害が発生しないよう、食品表示に関する知識の普及を行う。			(安心) 会議等の場で周知を図る。	(安心) 会議等の場で周知を図った。
						(生衛) 各保健所で実施予定	(生衛) 各保健所で衛生講習会を実施した。
20	食品表示法の周知及び相談対応	県 生 (安心) 農 水 (農産・畜産・林政・水産) 保 医 (生衛)	表示を行う事業者に対し、講習会の開催やパンフレットの配布を通じ、食品表示制度の周知を行うとともに、事業者からの相談には各担当課が窓口となって対応を行う。			(安心) 販売店を対象とする表示遵守状況調査を実施する際や事業者からの相談に対応する際に個別に周知を図る。また、事業者からの相談に応じる。 (生衛) 衛生講習会で周知を図るとともに、相談対応を随時行う。	(安心) 販売店を対象とする表示遵守状況調査を実施する際や事業者からの相談に対応する際に個別に周知した。また、事業者からの相談に対応した。 (生衛) 各保健所で衛生講習会を実施した。また、衛生事項に関する食品表示相談への対応を行った。
				研修会開催数	3回	(農産) 食品表示制度の普及啓発のため、直売所関係者や6次産業化に取り組む農業者を対象に食品表示研修会を開催する。	(農産) 3回実施

21	表示を行う事業者への監視指導	県 生 (安心) 農 水 (農産・ 畜産・ 林政・ 水産) 保 医 (生衛)	定期的に製造施設や販売店へ立入を行い、適正な表示が行われているか、表示ミスや表示漏れを起こさない管理体制が構築されているかなどを確認する。また、原産地表示の偽装などの通報等に対しては、関係機関と連携し、必要な調査を行い、事実関係に基づいて厳正な対応を行う。	表示遵守状況調査店舗数	96店舗	(安心) 販売店を対象として食品表示法や米トレーサビリティ法の遵守状況調査を行う。	(安心) 表示の遵守状況調査を延べ100店舗に対して実施した。また被疑情報に基づいて9事業者を調査した。
				立入検査数	100	(農産) 直売所等を対象に巡回立入調査を実施し、不適切な表示があった場合、指導を行う。	(農産) 31
						(生衛) 夏期、年末食品一斉取締り期間で大型販売店を対象に実施予定	(生衛) 101店舗
22	試験検査による表示の点検	保 医 (生衛)	流通段階の食品については、販売店での目視による点検だけでなく、検査によって添加物、アレルギー物質、遺伝子組換え等の表示が適正に行われているかを確認する。			315件を予定	310件